

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和3年2月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2000048号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2000005号

第1 結論

昭和59年2月、昭和61年2月、昭和62年2月、昭和63年2月、平成元年8月、平成2年11月、平成4年7月、平成5年2月、同年7月、同年11月及び平成6年11月の請求期間について、国民年金保険料を重複して納付した期間として認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年2月
② 昭和61年2月
③ 昭和62年2月
④ 昭和63年2月
⑤ 平成元年8月
⑥ 平成2年11月
⑦ 平成4年7月
⑧ 平成5年2月
⑨ 平成5年7月
⑩ 平成5年11月
⑪ 平成6年11月

請求期間①から⑪までについて、私の長男又は夫名義のA市B農業協同組合(平成4年2月1日からA市農業協同組合B支所、以下「農協」という。)の口座から、国民年金保険料(以下「保険料」という。)が重複して口座振替されているので、調査の上、保険料を重複して納付した期間と認め、保険料を還付してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者は、「昭和59年3月、昭和61年3月、昭和62年3月及び昭和63年3月において、月初めと月末に保険料が重複して口座振替されている。」旨主張している。

しかしながら、請求者が保管する、請求者の長男及び夫名義の農協の貯金通帳(以

下「通帳」という。)によると、昭和 61 年度については、昭和 61 年 5 月 6 日から昭和 62 年 3 月 28 日までの期間に、昭和 61 年度の保険料 (7,100 円) の 2 名分 (請求者及びその夫) の口座振替が 12 回確認できることから、昭和 62 年 3 月 3 日の口座振替は同年 2 月の保険料、同年 3 月 28 日の口座振替は同年 3 月の保険料であると推認でき、昭和 62 年度については、昭和 62 年 5 月 6 日から昭和 63 年 3 月 29 日までの期間に、昭和 62 年度の保険料 (7,400 円) の 2 名分の口座振替が 12 回確認できることから、昭和 63 年 3 月 3 日の口座振替は同年 2 月の保険料、同年 3 月 29 日の口座振替は同年 3 月の保険料であると推認できる。

また、通帳によると、昭和 58 年度については、昭和 58 年 10 月 4 日以降の期間において保険料 (5,830 円) の 2 名分の口座振替が確認でき、昭和 60 年度については、昭和 60 年 9 月 4 日以降の期間において保険料 (6,740 円) の 2 名分の口座振替が確認でき、それぞれの年度の全ての保険料の口座振替を確認することはできないが、前述の昭和 61 年度及び昭和 62 年度の口座振替の状況から、昭和 58 年度及び昭和 60 年度についても、3 月初めに 2 月の保険料、3 月末に 3 月の保険料の口座振替を行っていたと考えられ、昭和 59 年 3 月 3 日の口座振替は同年 2 月の保険料、同年 3 月 28 日の口座振替は同年 3 月の保険料、昭和 61 年 3 月 4 日の口座振替は同年 2 月の保険料、同年 3 月 28 日の口座振替は同年 3 月の保険料であると推認できることから、請求期間①から④までの保険料が重複して納付されたとは認められない。

請求期間⑤、⑦及び⑨について、請求者は、「平成元年 9 月 14 日と同年 10 月 2 日、平成 4 年 8 月 10 日と同月 28 日、平成 5 年 8 月 6 日と同月 30 日において、保険料が重複して口座振替されている。」旨主張している。

しかしながら、通帳によると、平成元年度、平成 4 年度及び平成 5 年度の大半の期間については、保険料の 2 名分が口座振替されていること、及び各月の保険料はその月の末日頃 (又は翌月の最初の営業日) に口座振替されていることが確認できるが、平成元年 8 月 31 日においては同年 8 月の 1 名分の保険料 (8,000 円)、平成 4 年 7 月 30 日においては同年 7 月の 1 名分の保険料 (9,700 円)、平成 5 年 7 月 30 日においては同年 7 月の 1 名分の保険料 (10,500 円) が口座振替されていることが確認できる。

また、i) 請求者のオンライン記録によると、平成元年 8 月の保険料は同年 9 月、平成 4 年 7 月の保険料は同年 8 月、平成 5 年 7 月の保険料は同年 8 月に収納されたことが確認できること、ii) 通帳の平成元年 9 月 14 日 (年国民 8,000 円)、平成 4 年 8 月 10 日 (国年保 9,700 円) 及び平成 5 年 8 月 6 日 (国年保 10,500 円) の日付欄に*の記載がないこと、iii) 通帳の日付欄に*の記載がないことについて、農協は、「納付書を持参し、口座残高から出金し納付したものである。」旨回答していることから、平成元年 9 月 14 日の納付は同年 8 月の保険料、平成 4 年 8 月 10 日の納付は同年 7 月の保険料、平成 5 年 8 月 6 日の納付は同年 7 月の保険料であると推認できる。

さらに、平成元年 10 月 2 日の 2 名分の口座振替は同年 9 月の保険料、平成 4 年 8 月 28 日の 2 名分の口座振替は同年 8 月の保険料、平成 5 年 8 月 30 日の 2 名分の口座振替は同年 8 月の保険料であると推認できることから、請求期間⑤、⑦及び⑨の保険

料が重複して納付されたとは認められない。

請求期間⑥について、請求者は、「平成2年12月25日と同月31日において、保険料が重複して口座振替されている。」旨主張している。

しかしながら、通帳によると、平成2年12月25日に平成元年度の2名分の保険料（16,000円、日付欄に*の記載なし）が納付されたことが確認できるところ、請求者及びその夫に係るA市の国民年金被保険者台帳によると、それぞれ同月26日に同年2月の保険料（8,000円）が収納されたことが確認できることから、同年12月25日の納付は同年2月の保険料であると推認できる。

また、平成2年12月31日の2名分の口座振替は同年12月の保険料（8,400円）であると推認できることから、請求期間⑥の保険料が重複して納付されたとは認められない。

請求期間⑧について、請求者は、「平成5年3月10日と同月29日において、保険料が重複して口座振替されている。」旨主張している。

しかしながら、通帳によると、平成5年3月10日に2名分の保険料（19,400円、日付欄に*の記載なし）が納付されたことが確認できるところ、同年2月末に同年2月の保険料が口座振替されていないことが確認できることから、同年3月10日の納付は同年2月の保険料であると推認できる。

また、平成5年3月29日の2名分の口座振替は同年3月の保険料（9,700円）であると推認できることから、請求期間⑧の保険料が重複して納付されたとは認められない。

請求期間⑩について、請求者は、「平成5年12月30日において、保険料が重複して口座振替されている。」旨主張している。

しかしながら、通帳によると、平成5年12月30日のお支払金額欄に「40,400 ほか」（日付欄に*の記載なし）と記載されているところ、i）請求者のオンライン記録によると、同年11月の保険料収納年月は同年12月、平成4年12月の同収納年月日は平成6年1月4日になっていることが確認できること、ii）平成5年11月末に同年11月の保険料（10,500円）が口座振替されていないこと及び平成4年12月末に同年12月の保険料（9,700円）が口座振替されていないことが確認できること、iii）平成5年11月の2名分の保険料（21,000円）と平成4年12月の2名分の保険料（19,400円）の合計金額（40,400円）は通帳の金額と一致することから、平成5年12月30日の納付は同年11月の保険料及び平成4年12月の保険料であると推認できる。

また、平成5年12月30日の2名分の口座振替（10,500円）は同年12月の保険料であると推認できることから、請求期間⑩の保険料が重複して納付されたとは認められない。

請求期間⑪について、請求者は、「平成6年12月28日と同月30日において、保険料が重複して口座振替されている。」旨主張している。

しかしながら、通帳によると、平成6年12月28日のお支払金額欄に「13,200 ほか」

カ) (日付欄に*の記載なし) と記載されているところ、i) 請求者のオンライン記録によると、同年10月の保険料収納年月は同年12月になっていることが確認できること、ii) 同年10月28日において、1名分の保険料が口座振替されていることが確認できること、iii) 通帳の同年12月28日の摘要欄に「年国民」と記載があり、保険料が納付されたことが確認できることから、同日の納付(13,200円)は、同年10月の保険料(11,100円)に、保険料以外のもの(2,100円)が含まれたものであると考えることが妥当である。

また、平成6年12月30日の2名分の口座振替は同年12月の保険料であると推認できることから、請求期間⑩の保険料が重複して納付されたとは認められない。

さらに、請求期間①から⑩までについて、A市は、「請求者の保険料が重複して納付されていることは確認できない。」旨回答しており、請求者が保険料を重複して納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに保険料が重複して納付されていたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑩までの保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2000050号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2000006号

第1 結論

昭和55年4月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年4月から平成元年3月まで

私は、祖母の年金を2、3か月に一度、A郵便局に受け取りに行っていたが、その際に同郵便局の窓口で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、請求期間は保険料を納付した期間として記録されていない。昭和55年1月頃からアルバイトを始め、給与を受け取ってから初めて祖母の年金を受け取りに行った日に納付を開始したと記憶している。納付書によらず現金のみで納付し、領収書もらったことはないが、納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、請求者に国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)が払い出される必要があるが、請求者は当該加入手続について「記憶していない。」旨回答しているところ、請求者の手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号の被保険者資格取得状況等により、平成元年4月頃にB町で払い出されたと推認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同月頃行われたと考えられる上、請求者が請求期間に住民登録をしていたC市及びD町(現在は、E市)において、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を、A郵便局で納付書を持参せず現金のみで納付した旨主張しているが、i) C市は、「請求期間当時、国民年金保険料はC市指定金融機関又は収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)において、納付書を持参して納入されていたが、郵便局は指定金融機関等ではなかった。郵便局の窓口で、納付書を持参せず現金のみで納付することはできなかつたと思われる。」旨回答していること、ii) E市は、「請求期間当時、郵便局の窓口で納付書を持参せず現

金のみで国民年金保険料を納付することはできなかった。」旨回答していること、iii) A郵便局は、「郵便局で現年度の国民年金保険料を納付書により納付できるようになったのは、平成14年4月からなので、請求期間に郵便局で保険料を納付いただいたことはないと思われる。」旨回答していることから、請求者の主張と符合しない。

さらに、前述の国民年金の加入手続時点（平成元年4月）において、請求期間のうちの大半の期間（昭和55年4月から昭和62年2月まで）の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができず、請求期間のうちの一部の期間（昭和62年3月から平成元年3月まで）の保険料は遡って納付することが可能であるが、請求者は、「請求期間の保険料を遡って納付したことはない。」旨陳述している。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。